

教員養成学部における社会科指導力育成の方法と課題（2）

— 2015年度教職実践演習「初等コース」における学生作成指導案の分析を中心に —

溝口和宏 [鹿児島大学教育学系 (社会科教育)]・田口紘子 [鹿児島大学教育学系 (社会科教育)]
永迫俊郎 [鹿児島大学教育学系 (社会科教育)]・佐藤宏之 [鹿児島大学教育学系 (社会科教育)]
川崎晃央 [鹿児島大学教育学系 (社会科教育)]・城野一憲 [鹿児島大学教育学系 (社会科教育)]
日隈正守 [鹿児島大学教育学系 (社会科教育)]・新名隆志 [鹿児島大学教育学系 (社会科教育)]
深瀬浩三 [鹿児島大学教育学系 (社会科教育)]

Methods and challenges in fostering student teacher's teaching ability of Social Studies (2): An analysis of lesson plans for elementary social studies prepared by the "Practical Training of Teacher Education class of 2015"

MIZOGUCHI Kazuhiro・TAGUCHI Hiroko・NAGASAKO Toshiro・SATO Hiroyuki・

KAWASAKI Akio・SHIRONO Kazunori・HINOKUMA Masamori・NIINA Takashi・FUKASE Kozo

キーワード：社会科指導力、初等コース、教職実践演習、教材解釈、模擬授業

I 研究の目的と方法

本稿の目的は、2015年度の「教職実践演習」において社会科教育講座が開設した「社会科（初等）」クラスを事例に、学生が作成した模擬授業指導案の分析を通して、教員養成学部における社会科指導力育成の方法と課題を論じることにある。

本演習では、田口ほか(2016)で述べたように、学生が行う模擬授業の該当箇所について、人文・社会諸科学の専門教員の見地から教材研究の指導を行った上で、模擬授業を実施している¹。そのねらいは、以下の三点にある。

第一は、受講生に、教育内容を深く研究し、教材解釈を深める経験を持たせるためである。受講生の多くは、教育実習での授業経験はあるものの、指導要領をふまえて教科書の内容の枠内で授業をつくることが中心となっている。より深い教材研究の機会を保障することは、教育内容を自立的に組織する力を高める上でも必要と考えられる。

第二は、教材の解釈を深める上で、学問的見地からの検討の重要性に気づかせるためである。教材研究を人文・社会諸科学の専門教員の助言を受けながら行うことで、最新の学説的な視点から従来の教育内容を見直したり、教科書に示される内容・教材の捉え方について、自己の捉えを深めたりする契機を持たせることができると考える。

そして第三は、模擬授業の計画段階でこうした指導過程を介すことで、学生の教材研究の実際や教材解釈力がどのように変容するかを看取ることができると考えられるためである。

もちろん本演習のねらいが十分に達成されたかどうかについては、作成された模擬授業の指導案に関する分析をもとに学生の達成状況を検証し、課題を今後の教員養成課程の授業やカリキュラムにフィードバックすることが必要となろう。

表1 授業計画

回	月日	内容	
第1回	10/16	ガイダンス	
第2回	10/23	教材研究発表 (各自15分) と討議	地理的環境グループ
第3回	10/30		社会生活グループ
第4回	11/6		日本の歴史グループ
第5回	11/20		法と政治グループ
第6回	11/27	模擬授業(地理的環境グループ・社会生活グループ各40分)	
第7回	12/4	模擬授業(日本の歴史グループ・法と政治グループ各40分)	

II 「社会科(初等)」クラスの概要

2015年度は「後半」の「社会科(初等)」クラスの受講者がいなかったため、「前半」だけを分析対象とする。「前半」の「社会科(初等)」クラスは、社会専修初等コース学生15名に他専修学生1名を加え、計16名で実施した。

本クラスの到達目標は、(1)社会科授業実践に係わる人文・社会諸科学や社会認識教育学における基礎的知識を説明できること、(2)小学校社会科授業の開発・実践・検討・改善をすることができること、である。授業計画は表1のようになっており、第1回のガイダンスおよび第6～7回の模擬授業を社会科教育学専門の教員が担当し、第2～5回の模擬授業へ向けた教材研究発表を人文・社会諸科学専門の教員が担当した。評価については、(1)教材研究発表40点、(2)教材研究発表への質疑および討議への参画状況10点、(3)模擬授業38点、(4)Moodleでの模擬授業への改善方策の提案あるいは返信12点(3点×4回)で採点した。

第1回は、教育実習の振り返りと自身の課題分析にもとづいて担当する模擬授業のグループ(4人編成)を選択させ、担当範囲を決定した。範囲は教科書で指定しており、2015年度は、地理的環境グループが「わたしたちのすんでいるところ」²、社会生活グループが「他の店にも人気のひみつがあるのかな」³、日本の歴史グループが「幕府の政治の終わり」⁴、法と政治グループが「国の政治について調べる・選挙制度の問題点・裁判員制度」⁵を担当範囲とした。

第2～5回は、グループごとに各学生による模擬授業の目標と中心となる内容・教材についての発表を行った。発表は、単に『学習指導要領』『学習指導要領解説』の該当箇所を説明するのではなく、教育内容や教材を中心に、教科書の内容を深めた教材研究を発表するよう指導した。また発表後に他の学生や担当教員からの質問や意見をふまえ、各グループで1つの指導案を作成し、模擬授業準備をしておくよう指示した。第6～7回は各グループ40分間で模擬授業を実践する。グループ全員が教師役を担当し、他グループの学生は児童役として発言や学習活動を行った。模擬授業後は、Moodleの掲示板機能を利用して「授業改善すべき点とその方策」について議論させた。

以下では、各グループが作成した模擬授業指導案の分析を行い、社会科指導力育成の方法と課題を考察しよう。なお各グループの指導案については、紙面の都合上、論文末に資料として示した。

III 指導案分析の結果

1 地理的環境グループ

本時の指導案（資料1）で扱った「わたしたちのすんでいるところ」は『小学社会3・4年上』（日本文教出版、2015年）の冒頭で取り上げられ、生活科から社会科への橋渡しをなす単元である。教職実践演習の社会科・初等では地域教材を一部でも盛り込むように受講生に指導したが、この単元はまさにオール地域教材である。教科書では姫路市の小学校を例に、わたしたちのまちのようすがスケッチされ、その過程で東西南北の方位が他の人に説明する上で有効であることが示されている。地理的環境グループの学生4名が作成した学習指導案（資料1）は、屋上へ上がって実際にまちのようすを展望・観察する前段階のもので、「学校のまわりにはどこにどんな場所があるのだろうか」を学習課題としてグループ活動で簡単な地図を作らせている。

この学習課題の中に「場所」を使ったことで、予想される回答・解答や資料に広がりがなくなつたと考えられる。『小学校学習指導要領』では観察・調査される対象として、「身近な地域や市（区、町、村）の特色ある地形、土地利用の様子、主な公共施設などの場所と働き、交通の様子、古くから残る建造物など」が具体的に挙げられている。登下校の時や生活科のまちたんけんを思い出させながら児童に考えてもらうには、学習問題に設定した「学校のまわりのようすはどうなっているのだろうか」を合わせてシンプルに「学校のまわりにはどのようなものがあり、どのようなようすなのか」を学習課題とすれば、児童の自由な発想を促せたはずである。どんな建物や場所があるか思い出させるためにスライドショーで提示する写真の選定にも偏りがみられる。①鹿児島中央駅、②鹿児島市立病院、④中郡小学校あたりは、ランドマークであったり隣接する小学校のため好適といえるが、③武小学校や⑤鴨池球場は唐突な印象を受ける。スーパーマーケットや道路、川そして桜島といったように、バリエーション豊かな例示が望ましい。大学生とはいえ、空間認知は大人そのものであり、カテゴリ化された認識をしがちなことに注意する必要がある。

小学校第3学年と第4学年で、四方位さらに八方位を身に付けることになっている。大人でも方位をしっかりと習得できていない場合もあるので、方位磁針を実際に使用する本時での学習は大変重要である。学習指導案の本時の展開において、方位を学習した後の展開Ⅱで方位・方面ごとの特徴を児童に意識させている点は注目される。その際、他のグループと比較することでそれぞれの長所・短所が浮き彫りになり、住居の位置や通学路、生活圏の相違に起因することが自ずと理解されるだろう。また、建物などが書かれた付箋を方位を考えながら貼らせる作業は、児童の空間認知や協調性を高めてくれる。一人ではまだ描ききれないものの、グループの仲間や他のグループと協力することで、それなりの地図が見えてくる。

『小学校学習指導要領解説社会編』では、身近な地域の絵地図から市全体の平面地図へ無理なく移行するよう配慮する必要があること、身近な地域や市全体の地理的環境について理解を深めるようにすることの大切さが謳われている。屋上や小高い山などの高いところから身近な景観を展望・観察する時間のような刺激や華やかさはないとはいえ、方位や白地図作業の基本を学ぶ本時の意義は大きい。学校のまわりが市全体の中でどのように位置づけられるか教師が意識しておく必要がある。

2 社会生活グループ

本時の指導案（資料2）は、前時に児童が身近な商店街を見学したことを前提として作成されている。指導案を見ると、児童が実際に見学し分かったことを共有し、それらを発表させるという調べ学習の取り組みがおこなわれていることが分かる。従って、自ら気づき、それらを自分の言葉で表すという目標は達成されていると考えられる。

一方で、上記の学習を通して、商店街が実際に行っている活動が何故「工夫」と言えるのか、については、必ずしも明らかになっているとはいえない。それは、それらの工夫が何を目的としたものか、について十分な考察ができていないことに起因している。

はじめに、指導案によると商店側の工夫として商品の陳列や配達サービス、休憩所の存在を挙げているが、これらは商店街に限らず大手スーパーにも見られる点である。従って、これらが何故、そして何を目的とした商店街の工夫であるのかが曖昧である。一般に、各商店街は客数を増やすことを目的に様々な取り組みを行っている。つまり、商店街の工夫は「客の獲得」を目的と考えることが出来る。指導案では、最後に「なぜくふうをするのか」という問いかけは含まれているものの、その問いに対して答えを準備するための資料も存在していない。従って、前時のヒアリングにおいて、「何故」という視点からのヒアリングも行い、それらもあわせて発表させる取り組みが必要である。

一般に企業を含め、商店街も何らかの目的を持ち、その目的を実現させるために様々な取り組み・工夫を行っている。従って、ここでの「工夫」とは、客を獲得することを目的とした他店とは異なるサービス、と捉えるべきだろう。また、そのとき、商店街が行っている工夫を明らかにするためには、複数の商店街の比較が必要になるだろう。本時の授業計画によると、児童が調べあげた商店街だけが取り上げられており、その他の商店街、あるいはスーパーについて触れられていない。従って、授業者自身も事前に複数の商店街やスーパーに向き、資料を集めたうえで、それらと児童が実際にヒアリングに出かけて得た情報と対比させることによって、始めて商店街の工夫について、新たな知見を得ることが出来るのではないだろうか。

3 日本の歴史グループ

1) 本単元を選択した狙い

資料3の授業が位置づく単元「幕府の政治の終わり」は、黒船来航という¹⁾国²⁾外的要因のみならず、民衆の生活不安、幕府への不満の表出という³⁾国内⁴⁾的⁵⁾要因の、両面からの説明が求められる。特に民衆の生活不安や不満が政治を動かす要因となったことは、現代における政治と市民の関係性を考えるうえでも有効であろう。過去に生きた人びとのすべては、歴史の流れの方向や速度の決定に、意識するとしないとを問わず、大なり小なり、直接的あるいは間接的に、参加している。現代に生きるわれわれも、現代の歴史をまさにいま、自らの手によって作りつつある。それでは、現代史において、一定の役割—主役・脇役から裏方にいたるまで—を果たしつつあることを、どうやったら学習者に意識させることができるだろうか。

2) 指導案の分析—歴史を「身近」なものにする工夫

本時の指導案(資料3)の「展開I」で、元治元年(1864)に鹿兒島県徳之島の犬田布村で起きた百姓一揆(犬田布騒動)が採りあげられる。このころ薩摩藩は薩英戦争に敗れ、海防強化の必要に迫られたことから、その資金調達のため、奄美諸島の砂糖上納高を大幅に増やした。奄美諸島は薩摩藩の砂糖総買入制によって島民による砂糖の売買が禁じられていた。この騒動の発端は農民の一人新山為盛が砂糖の横流しの疑いにより捕らえられ拷問を受けたこととされている。為盛救出のため犬田布の農民150人余は暴動を起こす。この騒動の首謀者には末端の島役人も含まれており、本来、代官側につく島役人さえも村人側に味方したことから、騒動の背景に藩庁による理不尽な砂糖増産計画があったことがうかがえる。こうした事実を説明することなしに「私たちの⁶⁾身近でも起こっているよう

に」と授業者は評する。この場合の「身近」とは、同じ鹿児島県内のできごとという、地理上の問題でしかなく、似た境遇・状態の相手や共通の趣味・主義主張などをもつ他者に対し、自分と身近な存在であると認識する「親近感」とは違う。

また、「展開Ⅱ」では、「どうにか日本を変えようと活躍した人物」8人が採りあげられる。「この8人がどういった人物で、どのような考えを持っていたのか」をグループで話し合うさい、注意しなければならないことは、その人物の個人的な実力や野望だけが重視され、それを側面から支えていた社会的あるいは政治的な情勢などが全く無視されてしまうことである。歴史上の人物は大きく歴史の流れに関与するが、同時に歴史の流れによって作り出されるものでもある。

歴史上の人物のある種の行動は、学習者の共感や感動を呼び起こし、偉大なものへの憧憬や、悲壮なるものへの感激を呼び起こし、学習者に対して歴史を「身近」なものとする力がある。ただし、個人の伝記をいくら多く並べても、歴史の流れの全体にならない。歴史上の人物の歴史的行動は、もっとも主要な歴史の流れかもしれないが、それがすべてではない。

歴史上の人物が果たした役割を理解することとは、歴史上の人物がいかに歴史の流れの決定に参画していたかを知ることである。それによって、学習者に歴史の流れに対する受け身の生き方を捨てさせ、自ら積極的に歴史に働きかけていこうとする態度を身につけさせることになるだろう。歴史を「身近」にする工夫とは、現代史における自分の役割に対する自覚を促し、各人の社会参加をより積極的なものとする工夫でもある。

4 法と政治グループ

立法・行政・司法の三権の中でも、学校の教員や警察官などの身近な存在が含まれ、生活に密着したサービスを提供する行政や、日頃から選挙ポスターや政治報道などを通じて目にする機会も多い議員や立法院については、ある程度の経験的な知識が子どもにも備わっており、それらを授業の中で利用することも比較的容易であると思われる。これに対して、司法・裁判は、昨今の司法制度改革の展開をもつてもなお、一般市民にとって身近なものであるとは言い難い。したがって、裁判の仕組みや機能を教える際は、基本的な知識から丁寧な確認をしていくことが必要不可欠である。

本時の指導案（資料4）は、紛争解決や違憲審査、三審制といった裁判所の機能や、法曹三者の仕事、具体的な裁判の事例、最高裁判事の国民審査、裁判員制度など、日本の裁判所に関わる事項を網羅的に取り扱う。また、法曹三者のバッジや裁判関連の画像、模式図を用いたワークシート（以下、WSと表記。）も用いて、裁判についての理解を視覚的に促進しようとしている。そして、「国の政治WS」も用いることで、国会や内閣との関係性の中で裁判を位置付けることを試みるなど、より広い視点から、裁判の仕組みや機能を総合的に学習させようとしている。これらの点は、一定の評価がなされるべきである。

しかしながら、本指導案には、いくつかの改善されるべき点も含まれている。まず、本指導案や、指導案の作成に先立つ教材研究発表の資料の中には、不正確な記述が散見された。具体例として、裁判所は「3人（※法曹三者）が一緒に働いているところ」（傍線は筆者）とするものがあった。これは、裁判官と検事の分離や弁護士の独立性といった重要な裁判の原則をふまえたものとはいえない。教材研究発表の際も、法曹三者が実際にどのような仕事を分担しているのか、そうした役割分担はどのような理由に基づくものなのか、といった点について正確な理解を

していない受講生が見られた。次に、「裁判所WS」に例示された事件は、小学6年生の教科書の水準を超えるものが多い。「地方裁判所の様子」など、中学教科書がそのまま転載されている部分は、修正されるべきである。

また、裁判員制度の解説では、教科書の記述をそのまま転載し、裁判員を「6名の国民」とし、「有罪か、無罪かを判断」と記述しているが、これらは実際の裁判員制度の正確な説明とは言えない。裁判員の資格を持つのは、「有権者」（未成年者は含まない）である。そして、裁判員は有罪無罪の判断だけではなく、量刑についても判断をする。もちろん、教科書の記述がやや不正確であることは、限られた紙幅の中で、小学6年生向けに作成されたものであるため、やむを得ないものだろう。その一方で、裁判員制度については、辞退の可否や裁判員の守秘義務の範囲、PTSDへの配慮など、制度を推進する政府の側からは必ずしも積極的には提示されないが、実際に裁判員として働く者にとっては重大な懸案になる問題も多く残されている。子どもたちは将来的に、抽選によって、自身の意思とは関係なく裁判員に選ばれる可能性があるため、こうした裁判員制度をめぐる機微な事情についても、教員は十分に把握をした上で授業を組み立てる必要がある。

本指導案と教材に含まれているこれらの問題点は、そもそも、指導案等を作成する受講生たちが、裁判の機能や実態について十分に理解をしていないということを示している。不十分な理解のまま、裁判について網羅的な説明を試みているために、難解な概念や用語の羅列に傾きがちである。その結果、本指導案の下で行われる授業は、裁判の機能や仕組みについての理解を促進するというよりは、裁判に関わるらしい用語を暗記させることに偏重したものになる可能性も高い。

近代的な裁判の原則の中でも、最も重要なものの一つとして、「適正手続（デュー・プロセス）」の保障が挙げられる。裁判とは、各種の紛争を、事前に厳格に定められた手続の中で、法と良心のみによって拘束される裁判官が、終局的に解決するという国家の作用である。関連する専門用語を羅列するだけではなく、身近で具体的な紛争を取り上げ、その解決までの流れを示す中で、裁判の機能や裁判に関わる各種の主体の役割を学ばせる、といった工夫も必要であると思われる。

現状では、憲法Ⅰ・Ⅱなどの法学関連科目の受講生であっても、裁判傍聴の経験がある学生はごく少数である。指導案作成に関わる学生の裁判理解の促進については、鹿兒島地方裁判所への良好なアクセスも活用し、法学系学部において取入れられている裁判傍聴や裁判所見学等の試みを適宜取り入れていくべきだろう。

IV 今後の課題

以上、指導案の分析から明らかになった課題を示した。地域学習では現地調査に基づく教材解釈の重要性が、歴史学習では人物と社会状況の相互規定関係の捉えの重要性が、そして法の学習では裁判の機能や実態の適切な理解の重要性が指摘された。これらを学生が十分に理解し、授業で実践できるようにするには、本演習の授業計画段階でより精緻な指導を行うにとどまらず、それ以前の段階の授業も含めた計画的育成が必要になると考えられる。

¹ 田口ほか (2016) 「教員養成学部における社会科指導力育成の方法と課題 (1) -2015年度教職実践演習「中等コース」における学生作成指導案の分析を中心に-」『鹿兒島大学教育学部教育実践研究紀要』第26巻, pp.13-22.

² 『小学社会3・4年上』日本文教出版、2015年, pp.2-7.

³ 『社会3・4上』光村図書、2015年, pp.64-65.

⁴ 『小学社会6年上』日本文教出版、2015年, pp.104-105.

⁵ 『小学社会6年下』日本文教出版、2015年, pp.17-19.

資料1：第3・4学年 社会科学習指導案（地理的環境グループ）

1 主題 わたしたちの住んでいるところ（『小学社会3・4年上』日本文教出版，2015年）

2 本時の目標

- (1) 学校の周りの様子に関心を持ち、学校周辺の地図の作成について、グループの仲間と協力しながら意欲的に取り組むことができる。
(社会的事象への関心・意欲・態度)
- (2) 自分たちの日常生活との関わりやこれまでの学習を踏まえながら、学校の周りに何がどこにあったのか予想し、方位ごとに簡単な地図にまとめることができる。
(社会的な思考・判断・表現)

3 本時の展開

過程	分	発問・指示・説明	資料	予想される回答・解答
導入	5	<ul style="list-style-type: none"> ・学校の周りには何があるのだろうか。 ・登下校の時や生活科のまちたんけんを思い出しながら考えてみよう。 ・周りの友だちと話合わせる。 ・学校周辺の写真をスライドショーで見せながら、どんな建築や場所があるか思い出させる。 <p>学習課題</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: fit-content;"> 学校のまわりには、どこにどんな場所があるのだろうか。 </div>	<ul style="list-style-type: none"> ・学校周辺の写真 (①～⑤) 	<ul style="list-style-type: none"> ・中央駅 ・大学 ・市電が走っている ・コンビニ
展開 I	10 7	<ul style="list-style-type: none"> ・グループを作り、導入で考えさせた学校周辺にある建物などをグループごとに付箋に書かせる。 <ul style="list-style-type: none"> ・それらの場所は、どこにあるのだろうか。 ・桜島はどちらにありますか。 <ul style="list-style-type: none"> ・東西南北の方位があることを説明する。 ・方位を表す道具に方位磁針があることを説明する。(方位磁針の赤の部分が北を指している。) ・方位磁針をその場で実際に使わせる。 	<ul style="list-style-type: none"> ・方位磁針 	<ul style="list-style-type: none"> ・あっち ・右のほう ・東
展開 II	7 8	<ul style="list-style-type: none"> ・グループごとに方位が書かれた広幅用紙に場所が書かれた付箋を、方位を考えて貼らせる。 ・グループごとに思い出した場所はどの方位にあるか予想したものを発表させる。 <ul style="list-style-type: none"> ・他のグループを見て気づいたことをワークシートに書かせて発表する。 		<ul style="list-style-type: none"> ・市立病院は北にありそう。 ・武小は西にありそう。 <ul style="list-style-type: none"> ・北には〇〇が多い。 ・〇〇の方位が自分たちと違う。
終結	3	<p>学習問題</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: fit-content;"> 学校のまわりのようすはどうなっているのだろうか。 </div> <ul style="list-style-type: none"> ・次の時間の予告 (次は実際に屋上に上って、予想した地図と合っているか確かめよう。) 		

資料2：第3・4学年 社会科学習指導案（社会生活グループ）

1 主題 他の店にも人気のひみつがあるのかな（『社会3・4年上』光村図書，2015年）

2 本時の目標

- (1) 販売に関わる仕事にはそれぞれ特色があり，携わる人々は販売の工夫や努力をしていることに気付き，自分の言葉で表すことができる。
(社会的な思考・判断・表現)
- (2) 商店街の見学を通して気付いた，価格の設定や，配達サービスなどの具体的な工夫に隠された店側の考えを発見し，店側の工夫を消費者の願いと関連付けながら理解することができる。
(社会的事象への関心・意欲・態度)

3 本時の展開

□ □ こどもの意識

○指導の手立て ※評価

過程	時間	主な学習活動	教師の指導・手だて，評価
導入	7	1. 前時の見学の様子を振り返る。 [<ul style="list-style-type: none"> ・あのお店にはどんな工夫があったかな。 ・たくさん果実の種類があったな。 ・お客さんとお店の人，たくさん話していたな。]	○児童たちが見学で撮った写真や先生がとった写真を提示することで，発見した商店街や商店の工夫やお客さんの様子を思い出させる。 ○見学時のお客さんへのインタビューや買い物の様子から，どのような考えで，商店街で買い物をするという選択をしたのか気付かせる。
展開	28	2. お客さんの願いを発表する [<ul style="list-style-type: none"> ・昔から買い物に来ているから。 ・いいものをおすすめしてくれるから。 ・種類が豊富だから。]	○話し合いを円滑に進めるために発表者、司会、書記を決めておく。 ○見学メモをもとにして，商店街や商店が行っている工夫をグループで話し合い，全体での発表に向けて意見を共有させる。 ※見学で気付いた工夫について，自分の言葉で発表することができる。
		3. 学習課題をつかむ 商店街や商店のひみつを見つけよう。	
		4. 商店街や商店で発見した工夫についてグループで共有する。 [<ul style="list-style-type: none"> ・季節の果物が正面にあったね。 ・配達サービスをしていたね。 ・旬物をおすすめしていたよ ・商店街でお祭りを開いているって聞いたよ。]	○ホワイトボードを渡す際に児童たちが撮った写真も複数枚渡し，自分たちが気付いた工夫に合うものを選択できるようにする。 ○もし，教師が求めていた工夫が出ない場合は，教師が工夫を提示して，なぜそのような工夫がされているのかを児童たちに考えさせるようにする。
		5. 見学した場所の写真とホワイトボードを各グループに配布して，商店の工夫や努力をホワイトボードにまとめる 6. まとめたものを各班代表者が発表する。 7. 挙げられた商店の工夫について，なぜそのような工夫がされているのかを問いかけ，商店街の願いを考える。	
終末	5	8 商店街のまとめをする。 商店街のくふうは，お客さんの願いとつながっているというひみつがあった	○板書の構造図から，商店の工夫と導入で触れた消費者との願いとのつながりを整理し，自分の言葉で表現させる。 ※願いが一致していることに気づくことが出来る。

資料3：第6学年 社会科学習指導案（日本の歴史グループ）

1 主題 「幕府の政治の終わり」（『小学社会6上』日本文教出版，2015年）

2 本時の目標

- ア 天皇中心の国家を作るために、西郷隆盛や大久保利通^(といつた)とった人々が活躍したということを理解する。
(社会事象についての知識・理解)
- イ ききんや開国による物価高騰などから生じた人々の生活の不満が倒幕につながったことを説明することができる。
(社会的な思考・判断・表現)

3 本時の展開

過程	主な発問 ・ 発問／指示／説明	時間分	資料	予想される回答・解答
導入	・ 前回何について学習した？ ・ 開国したことについて復習する。	5		・ ベリーが日本にやってきた ・ 開国した
	○開国したこれから、人々の暮らしや幕府はどうなっていくと思う？予想してみよう。 ・ 予想したものをワークシートに書き込もう	2	（スライド） ・ 江戸時代農業技術の発達と幕末のききん ・ 栄華を極める幕府と開国を受けて動揺が広がる幕府 （ワークシート）	・ 豊かになる ・ 貧しくなる ・ 栄える ・ 倒される
開国のあと、人々の暮らしや幕府はどうなったのだろうか？				
展開Ⅰ	・ このグラフは何をあらわしているか ○なぜ打ちこわしや一揆が各地で起こるようになったのだろうか？ ・ ワークシートの資料をもとにグループで話し合ってみよう ・ 一揆の事例は実は鹿児島県の徳之島で起こった一揆。私たちの身近でも起こっているように、藩や幕府に対する一揆は日本各地で行われていたんだね ・ このような日本各地で起こる問題に幕府は対処することができたのかな？ ・ 開国後ということもあってうまく対応することができなかったんだね ・ このような幕府に対して、反乱の事例が起こったんだけど、実はこの人物が大塩平八郎というもともと幕府の役人だった。いわば身内が起こした事件、幕府はととても驚き、この動きは全国に広まった （・ 国民の不満が一揆や打ちこわしへとつながり、大塩平八郎などの人物をも動かした）	15	（スライド） ・ 百姓一揆と打ちこわしの件数 （ワークシート） ・ 飢饉の様子 ・ 打ちこわしの様子 ・ 一揆の事例 ・ 反乱の事例（大塩平八郎の乱） ・ 開国後の物価上昇をあらわしたグラフ （スライド） ・ 大塩平八郎	・ 百姓一揆と打ちこわしの数 ・ 多くなってきている ・ 大きなききんが起こり、食べるものに困ったから ・ 開国して、品不足になり、米などの値段も上昇したから ・ みんな生活に苦しんでいた ・ できた／できなかった
	○この8人がどういった人物で、どのような考えを持っていたのか、それぞれのグループが1人を担当して発表し合おう ・ 坂本龍馬が薩摩と長州を力を合わせるように説得したり、勝海舟の弟子であったり、活躍した人物それぞれにも深い関わり合いがあったんだね ・ 出来上がった日本地図をみて何か気づくことはないかな？ ・ こういった人物たちを中心に幕府を倒そうとする動きが出てきた	18	・ 顔写真（西郷隆盛・大久保利通・坂本龍馬・勝海舟・伊藤博文・板垣退助・木戸孝允・岩倉具視） ・ グループ活動で用いる資料（8グループ分）	・ 西郷隆盛 ・ 大久保利通 ・ 坂本龍馬 ・ 日本のいろいろなところから活躍した人が出てきている ・ 身分が武士や公家など様々だ
終結	・ 幕府はこの動きを受けてどうしただろうか ・ 幕府の第15代將軍徳川慶喜は政権を天皇に返したんだね ・ もともとは朝廷から政治を行う権利ももっていた幕府、その権利を朝廷に返上したんだね ○学習課題に対するまとめをしよう。人々の暮らしと幕府の政治を結びつけながら考えてみよう	10	・ 二条城で政権を天皇に返すことを伝える徳川慶喜 ・ 徳川慶喜	・ あきらめた ・ 戦った

資料4： 第6学年 社会科学習指導案（法と政治グループ）

1 主題 「裁判所と裁判員制度」（『小学社会6下』日本文教出版，2015年）

2 本時の目標

- (1) 裁判所の仕事や仕組みについて、グループで意欲的に追求できる。
(社会的事象への関心・意欲・態度)
- (2) 裁判所の仕事や裁判員制度について、自分の言葉で表現できる。
(社会的な思考・判断・表現)

3 本時の展開

過程/時間	発問・指示・説明	資料
導入 7分	1. 裁判官・検察官・弁護士のバッジと写真を提示し、両者の関係を予想させる。	「法曹三者のバッジ」 ※弁護士のHPからの転載
	2. 裁判所の役割がどのようなものなのかを予想させる。	「地方裁判所の様子」 ※中学社会教科書からの転載
展開 I 20分	1. 裁判所WSを提示する。	「裁判所WS」 ※著名な裁判事例（婚外子差別事件、高隅事件、耐震偽装事件）などを例示した学生作成の資料
	2. グループごとに裁判所WSを用いて裁判所の役割をまとめさせ、発表させる。	「国の政治WS」※三権の仕事・関係性を示した学生作成の資料（複数時間にわたって使用）
	3. 教員が裁判所の仕事（紛争解決、違憲審査、三審制など）について説明する。	
展開 II 10分	1. 裁判員裁判の様子の写真を提示し、通常の裁判との違いを予想させる。	「裁判員裁判の様子」 ※中学社会教科書からの転載
	2. 教員が裁判員制度について説明する。	「裁判員制度に関する標語」 ※学生撮影の鹿児島地方検察庁の写真 「裁判員制度についての話」 ※使用教科書からの転載
	3. 教員が最高裁判事の国民審査について説明する。	
まとめ 8分	1. 本時の学習課題についてのまとめを促す。	「裁判所WS」
	2. 立法、行政、司法について記入させてきた国の政治WSを示し、次時間の学習（三権分立）の予告をする。	「国の政治WS」